

「パワー・デイ」参加者募集 ～運動習慣のきっかけに～

対象者 市内在住の65歳以上の方で、介護保険サービスを利用していない方
※一度参加した方でも1年以上経過している場合は、再度申請ができます。

利用期間 令和3年1月～3月
実施場所 健祥会吉野川リハビリセンター(川島町川島106番地2) ☎26-3010 FAX26-3011
※見学も歓迎します。

利用料 250円/1回
利用限度 各コース週1回
申請に必要なもの 印鑑
※申請書は、長寿いきがい課(本館2階)、各支所(川島・山川・美郷)、健祥会吉野川リハビリセンターに備えています。

申請締切 12月11日(金)
利用コース・運動内容
○水中運動(入門・向上)コース
温水プールで歩行を中心とした水中運動
○マシントレーニング(入門・向上)コース
トレーニング機器などを使用した運動

問い合わせ
長寿いきがい課
☎22-2264 FAX22-2260

「広報よしのがわ」表紙の写真を募集

テーマ 市内で撮影した風景など季節感のあるもの。
規定 写真の向きは「縦」で、サイズはモノクロおよびカラープリント2L判～四切・W四切組とします。提出は、写真またはデータでも構いません(3点まで)。
※住所・氏名・電話番号・題名を明記してください。
締め切り 11月30日(月)
その他 作品の返却は行いません。採用された作品の使用およびトリミングなど加工については市広報編集委員会に帰属することをご了承ください。

市長公室
☎22-2203 FAX22-2244
Eメール m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp
〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1

「介護予防講演会」参加者募集 ～いきいき百歳体操～

いきいき百歳体操は、錘(おもり)を使った筋力運動の体操です。筋力をつけて、いつまでも元気で過ごせる体を作りましょう。

とき 令和3年1月15日(金)
ところ 山川公民館 定員 20人
とき 令和3年1月29日(金)
ところ 市役所本館3階 定員 30人
対象者

本市に住居登録がある方で65歳以上の方
準備物 タオル・飲み物(水分補給できるもの)・おもり(持っている方)
動きやすい服装で参加ください。

参加費 無料
申込方法 長寿いきがい課(本館2階)へどちらかの日程を、電話で申し込みください。

受付 12月1日(火)から(申し込み多数の場合は抽選)



問い合わせ
申し込み
長寿いきがい課
☎22-2264 FAX22-2260

広報モニター募集します

「広報よしのがわ」をより良い広報誌にするため、市民の皆さんのご意見、ご提案をいただく『広報モニター』を募集します。モニターの方には景品を進呈します。

応募資格 本市に住居登録のある18歳以上の方
募集人数 10人程度
活動内容 月に一度、アンケート形式で「広報よしのがわ」について、意見や提言をいただきます。

モニター期間 令和3年1月1日～3月31日(3カ月間)
申込方法 はがきに、住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上、市長公室『広報モニター係』に郵送してください。電話・Eメールでも受け付けます。
申込期限 11月30日(月) 当日消印有効

問い合わせ
申し込み
市長公室「広報モニター係」
☎22-2203 FAX22-2244
Eメール m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

人権について考えてみませんか

＜12月4日(金)～10日(休)は人権週間＞

人権はすべての人が生まれながらに持っている人間らしく生きていく権利です。この機会に、お互いの人権をもう一度見つめ直してみませんか。人権に関する悩み事は、人権擁護委員や法務局に気軽にご相談ください。

【人権相談日程】
とき 12月4日(金) 午後1時30分～4時
ところ

- 西麻植会館2階会議室
 - 山川公民館研修室3(和室)
 - 美郷支所会議室
- ※相談無料、秘密厳守



問い合わせ
人権課
☎22-2229 FAX22-2260

公共ますのふたの交換は下水道課へ

公共ます(宅地と公道との官民境界付近に設置)は市が管理しています。

家庭の公共ますのふたが破損した場合や、破損したふたを発見したときは、無償で交換を行いますので速やかに下水道課(東館1階)へご連絡ください。

市職員が公共ますの点検に伺うことがあります。家庭の敷地内での作業となりますので、ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。



市章・「公共ます」文字入り(市章以外の図柄の場合もあります。判断に迷うときは下水道課までご連絡ください。)

問い合わせ
下水道課
☎22-2258 FAX22-2254

新入学生用品費の入学前支給

次の条件を満たす方に「新入学生用品費」を入学前の3月に支給します。

- 条件**
1. お子さんが本市に住所を有し、令和3年4月に公立の小・中学校に入学予定のお子さんがある方
 2. 生活保護法に規定する要保護者(生活保護者)に準ずる程度に困窮している方(世帯の所得により審査があるため、支給できない場合があります)
 3. 生活保護を受けていない方
- 申請方法** 令和3年1月29日(金)までに申請書を提出してください。
※詳しくは、学校教育課(東館3階)へお問い合わせください。

問い合わせ
学校教育課
☎22-2273 FAX22-2270

バナー広告を掲載してみませんか

市ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。
バナー広告とは市ホームページに画像を貼付し、掲載を希望する団体のホームページなどを紹介するもので、企業の宣伝やイベントの告知などに活用いただけます。

広告掲載料
月額 1枠あたり 1万円(税込み)
※3カ月以上継続して掲載する場合は10%相当額を、6カ月継続して掲載する場合は20%相当額を、それぞれの月額料金から割引します。
その他、申込方法や掲載基準など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



二次元コード

問い合わせ
市長公室
☎22-2203 FAX22-2244
ホームページアドレス
https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2010112400016/